

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

田中委員長 次に、笠井亮君。

笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

まず、けさほど来議論になっております TPP 交渉参加への問題について伺っていききたいと思います。

農林水産省は、地方自治体の議会のこの問題に関する、TPP に関する意見書の状況について集約をし、数字をまとめていらつしやると思います。そこで、筒井副大臣にお越しいただきましたので、昨年の十月から最近、直近までで結構ですが、四十七都道府県のうち、都道府県レベルでは幾つの意見書がこの問題で上がっているか。そして、内訳がわかればなんですが、うち、参加すべきではないとか、あるいは慎重に検討すべきという趣旨の意見書はどれくらいありますでしょうか。さらに、全国の、それ以外の地方議会の意見書採択状況は全体としてはどうなっているか。数字を御

紹介いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

田中委員長 筒井農林水産副大臣。答弁漏れがないように、しっかりと答えください。

筒井副大臣 先生の御質問、先生おっしゃっており、農林水産大臣あてのものが農林水産省に來ますので、それをすべて集計しております。そして、これも先生のおっしゃるとおり、昨年の十月から今年の九月までの集計でございます。

都道府県からは四十九件来ております。四十九件というのは、四十四都道府県ですが、中には二件あるいは三件を出されているところがあるものですから、四十九件でございます。そのうち、参加すべきではないというものが十四件でございます。それから、慎重に検討すべきが二十八件でございます。それ以外にも申し上げますか。（笠井委員「それでいいです」と呼ぶ）それでいいですね。

それから、市町村議会の方の件数は一千四百二十五件でございます。うち、参加すべきでないが一千五十六件、慎重に検討すべきが三百二件。以上でございます。

笠井委員 今答弁いただきましたように、四十四の道府県議会が TPP 参加に反対、慎重などの意見書を農水大臣あてに上げている。市町村議会の意見書に至っては、来ているもののうちの反対が全体の約八割と、今の数字を計算するとなると思いますが、慎重を入れると九五%を占めるといふことになります。

そこで玄葉大臣に伺いたいと思うんですが、な

ぜこれだけの地方議会が TPP 参加に反対あるいは慎重という意見表明をしているというふうには大臣はお考え、受けとめていらつしやるでしょうか。玄葉国務大臣 議会の皆様なぜそういう意見書を出されているかというところ、もちろん、それぞれ、県議会の議員お一人お一人の御判断ということもあるでしょうし、県民の代表ですから、それぞれ、支援者の方、あるいは団体として推している、そういうふうな形になっていくのではないかと、うふうに推測いたします。

笠井委員 なぜという中身についてはなかなかお触れにならないんですが、最近の意見書を見ますと、日本の TPP 参加は、農業分野に与える影響とともに、大地震の災害復興への努力をくじいて、国民生活と経済を一変させる、国のあり方を変えてしまうという形がかなり共通して力説されているわけです。これは決して国民あるいは県民が誤解した結果ではないということだと私も思っています。

例えば、けさもありません、今月二十日に大臣の地元の福島県議会が採択した意見書というのは、これは中身が、本当に私感動いたしました。若干紹介しますと、「東日本大震災、さらに原子力災害とそれに伴う風評被害等により農林水産業が受けた被害は計り知れず、今後の再生産に向けた経営の維持等、生産者・団体・行政が一体となつて取り組んでいる最中、TPP の参加によって本県の農林水産業はもとより、地方そのものが崩壊するものと懸念される。また、TPP は貿易だ

けでなく、金融や知的財産、労働、医療分野なども幅広く含まれるため、第一次産業のみならず、多くの産業が危機にさらされ、日本人の雇用も不安定になる危険性ははらんでいる。」と。「よって」ということで、「拙速に TPP に参加することとは、福島県の復興の足かせになるものであり、TPP 交渉参加に反対することを決議する。」と。本場に広範囲にわたる問題点を指摘されながら、本場にいろいろな思いを込めて、被災地あるいは原発事故の地元ならではということ、明確な意見書だと私は受けとめました。

玄葉大臣、こうした重大な懸念が福島はもとより全国各地、国民の中にあるということはお認めになりますね。

玄葉国務大臣、もちろん、いろいろな方がこの帰趨について注目をし、心配をされておられる方々がおられるということは承知をしていますし、一方、期待をしているという方々も当然いらっしゃるだろうというふうに思います。

笠井委員、圧倒的には懸念、心配、反対という状況が、先ほど来御紹介があったとおりなんです。それでは伺いたいと思いますが、最近、外務省がこの問題をめぐっているいろいろな資料も出されて、提出した資料の中に、「TPP 協定交渉の分野別状況」という資料がございます。この中には、分野別の状況について書かれながら、日本側の慎重な検討を要する懸念点ということも述べてられているところがあります。

ページをめくってすぐ出てくるのが物品市場アクセスという問題だと思っただけでも、ペー

ジは同じだと思いますが、五ページのところにこうあります。「我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点」ということで、「TPP 協定交渉においては、上記二、一のとおり、」というのがありますが、「高い水準の自由化が目標とされているため、従来我が国が締結してきた EPA において、常に「除外」または「再協議」の対応をしてきた農林水産品（コメ、小麦、砂糖、乳製品、牛肉、豚肉、水産品等）を含む九百四十品目について、関税撤廃を求められる。」というふうに明示をして、懸念点として挙げているわけであり、慎重な検討が必要と。

そこで笠井副大臣に伺いたいんですけれども、当委員会での EPA 協定の審議の際に、農水省は私も質問したときにもそうでしたが、守るべきものは守りますということはいつも言われて、答弁されてきたわけですが、実際には、すべての EPA でと言っていいと思うんですが、さまざまな譲許を繰り返してきたと思います。

今回、この TPP の交渉に参加ということになれば、そうした、これまで農水省が答弁してきたような、守るべきものは守りますという原則をもあつさりとするという意味では投げ捨てるということになってしまおうのではないか、こういう懸念が当然出てくると思うんですが、副大臣はどのようにお考えでしょうか。

笠井副大臣、今先生が言われましたセンシティブ品目七品目、これらを中心に、今まで関税をきちんと維持してきたわけでございます。しかし、これも先ほどの際に先生が言われましたように、

今度の TPP は、原則として関税をすべてゼロにする、こういう方向性を出しているわけでございますから、その TPP に参加したとすれば、これらの関税はゼロになってしまう、こういう結果になる可能性が極めて強いというふうに考えております。

笠井委員、まさに、そういう点では、日本も一たん交渉のテーブルに着きますと、これは交渉に参加するという前提条件が二つありますから、今副大臣も言われた点が大事な点だと思うんですが、米の関税というのはゼロ、要するに関税はすべてゼロですから、そういうことになります。そして、そういう中で、もう一つの問題というのは、非関税障壁という点では、それも撤廃が原則になります。

その中で、関税でいえば、米は関税がゼロになりますし、食料自給率も一三％に落ちて、国民生活のあらゆる分野で国の形を変えてしまうというのが、TPP 参加という問題になってくると思っんです。これは極めて重大な問題だと言わなきゃいけない。

では、政府調達分野はどうかという問題であります。この外務省の資料では、二十四ページからこのことが書かれております。我が国の考慮すべき点ということで、二十五ページのところに、「我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点」ということで、三つの分野、三つのことについて場合が書かれております。

一つは、「調達基準額の引き下げを求められる場合」ということであります。二つ目は、「調達

対象となる物品、サービスの範囲が広がる場合」。そしてさらに、地方機関の調達対象がさらに拡大する場合ということで、三つの場合を挙げながら、特にその三点目について言うと、「特に小規模な地方公共団体においては、」ということまで書かれながら、我が国にとって慎重な検討を要する可能性があると、いふふうに書かれているわけであります。

外務省がこの資料で列挙された三点の懸念について、要するにこれは、具体的に言いますと、こういうことが実施されるならば、日本の政府調達分野と建設業界にどういった悪影響を与えるおそれがあるというふうな基本的な認識されているのか、具体的な問題としてはどんな懸念が出てくるということか、この中で、検討ということを要するということか、この中で、検討ということを要するということか、考えているのか、という点で言われているのか、これはいかがでしょうか。玄葉国務大臣 ちよつと一般論で申しわけないんですけれども、基本的に、まず最初に、御指摘の物品市場アクセス、これは二十一作業分野、二十四ですけれども、実質二十一なので。その中の物品市場アクセスについて、関税はどうなのかという点であります。正確に申し上げると、長期間の段階的関税撤廃というアプローチをとる国が多い。一方、先ほども申し上げましたけれども、各国の状況によって個別の対応を考える必要性があるということを示す国もございます。そのことは、現時点の情報収集状況として改めて申し上げます。それで、私もちよつと手元に今のお答えを正式

に持っているわけではありませんけれども、政府調達については、確かにここに、正直に外務省としても書いています。私も全部出せというふうに言っていますので。慎重な検討を要する可能性があるということで、（ア）と（イ）と（ウ）と、今御指摘のように、ここについては、実際の交渉上、あるいは交渉に入るときも含めて、大事な判断材料にしないよということなんです。

ただ一方、上の、確保したい主なルールのところもごらんになっていただきたいんですけれども、例えば、マレーシアとかベトナムなどはこれからどんどん伸びていくわけです。そして政府の支出も伸びていくわけでありまして、そういうところの政府が発注する事業について日本の企業が獲得をするということも、これはチャンスとして、攻めの部分としてあり得る。そういうことをトータルで判断していかなきゃいけないだろう。

調達額の引き下げのところは、ちよつとも一回きちつと調べてお知らせしたいというふうな思っておりますけれども、既存の TPP 協定交渉参加国間が、それぞれ二国間で FTA を結んでいる。その FTA を調べると、地方自治体の調達を对象としていない FTA もある。また、地方自治体を対象としている場合も、我が国のように政令指定都市レベルの調達まで対象としているものは少なくとも既存の FTA についてはないということとはわかっております。

笠井委員 各国によって個別の対応というのがあるんですが、この TPP の枠組みというのは、

本来、もう前提条件がありますから、関税ゼロだ、それから非関税障壁もなくすということが前提に立つての交渉をやるわけですので、そこが枠が掛かっているという問題と、攻めがあるというふうなのが、一方ではそういう可能性もあるじゃないかと言われるけれども、実際、懸念が言われているように、日本の国内で何が起るかという問題ですよね。

それで、これまで政府調達分野が余り議論になつてこなかったということなんですけれども、でも、日本が入れば必ずこの問題は出てくるわけです。だって、ほかはそんなに大きな問題がないところでも、今、政令指定都市何とかが言われまして、日本みたいところが入った場合には当然そこが議題になって問題になるわけですから、そこは一般論じゃなくて、具体的にどういった懸念があつてどういうことが起るのかというのをわかりやすく国民に言わなければ、これは心配ばかりが広がって、到底納得できないというのは当然だと思っております。

では、もう一つ伺いますが、「越境サービス貿易」というのがありますが……（玄葉国務大臣「何ページ」と呼ぶ）これは四十三ページ。済みません、本当は委員会で皆さんに資料を配っちゃった方がよかったですけれども、四十二ページからのもので、TPP のもとにある P4 の協定でいえば、国家資格相互承認について対話促進の規定があるわけですが、外務省の資料では、この問題で、「我が国として慎重な検討を要する可能性がある主な点」ということで、こう書

かれています。「これまで我が国の E P A において自由化を留保してきた措置・分野について変更が求められるような場合に、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性がある。」「仮に、個別の資格・免許の相互承認が求められる場合にはこれを行うか否かについて、我が国の国家資格制度の趣旨を踏まえ、検討する必要がある。」という事です。

なかなか読むと難しい話で、私自身もすぐ、何を言いたいのかということになるわけですけれども、ならば、こういう懸念事項を書かれる以上、国家資格にかかわってということでも言ったりすることについて、どういう分野の国家資格制度の相互承認が求められる可能性があるというふうに想定されているのか。その際に、どんなふうなことが起こって、国内法をどういうふうにいじらなきゃいけないかと、どこで制限を受けるかと、そういう問題が出てくるのかというの、これまた、そういう懸念がある以上、具体的に国民や国会に明らかにしなければ、当然これは、理解を得るといったってわからないよね、そういう可能性があると、いうんだったら心配だよねと、当然なりますよね。これについてはどのように想定されているんでしょうか。どんな問題について。

玄葉国務大臣 この国家資格というの、さまざまございますよね。余り、今私が詳細に調べないで、ここで具体的な国家資格のことを言うと、また混乱が生じると思いますので、ざくっと申し上げますけれども、基本的には、T P P の協定交

渉の越境サービス分野等の市場アクセスに関しては、今現在、自由化の対象としないサービスを掲載したりストの内容を確認する作業が行われている、そういう状況だと。

それで、ちなみにですが、完全自由化というのはそもそも目標になっていない、このことはわかっているということでございます。

なお、仮に交渉に参加し、参加国の関心を踏まえ、我が国が自由化に留保してきた個別のサービス分野等について自由化を求められることはないとは言えない、あり得るけれども、そのようなときは我が国の制度等を踏まえて適切に対応していきたいというふうにご考えております。

笠井委員 実際で言うと、E P A 交渉の中では、インドは医師、歯科医師、それから看護師、会計士、建築士の国家資格相互承認を要求してきて、韓国は国家技術資格の相互承認を要求してきたわけで、一たん交渉に参加すれば、そういう要求が当然この関係国から出てくるわけで、そういう可能性があるので懸念事項というふうに書いていますんだと思うんですね。

繰り返しますが、やはり交渉参加の前提条件というのが、すべての関税はゼロ、非関税障壁も言われたら原則撤廃が、T P P だからこういうことになるわけだと思っんです。こういう問題を、やはり一個一個ちゃんとやらなきゃだめだと思っんです。

玄葉大臣は、けさ方から、大きな政治判断が必要になってくると言われるわけですが、問題は、国民の立場に立ってどういう判断をするかという

ことだと思っんです。きょうも、日比谷野音楽堂では J A 全中が T P P 反対の大きな集会を開催して、私も、始まる前ですが、昼休みに駆けつけてまいりましたけれども、衆参両院議員の約半分に当たる三百五十六人が、一千百六十六万人の請願の紹介議員となっている。地方自治体や、あるいは医療福祉関係や、各界からも大きな反対の声が上がっているわけです。

要は、民主党の中も割れている、各党まだ決まっていなくてあると、議論がありました。同時に、一番の問題は、国民にとって説明が十分ないとわからない。さっき開国フォーラムと言われましたが、あれも評判が、いろいろ問題があると言われていました。地震、原発事故で中断しちゃったわけです。それで、もう今来ちゃって、もう時間がないからということで、来月の頭に交渉参加を決めるなんということを、大臣は本当に国民との関係で、本気でできるというふうにお考えですか。

玄葉国務大臣 正式に申し上げられるのは、それはできる限りしっかりと議論して、できるだけ早い時期に結論を出すということが、政府としての今の正式の見解でございます。

笠井委員 国民の立場から判断するのが政治の責任でありますので、今は、やはり大震災の復興がようやくというときに、着手できるかということに、参加検討をやめるといふ大きな政治決断が必要ということをおきたいと思っいます。

もう一点、残った時間で、普天間基地の移設問題についてでありますけれども、昨日午後大臣

はパネッタ米国国防長官と会談をして、辺野古基地建設のアクセス評価書を年内に提出する方針を伝達して、長官は大変評価するというふうに応じました。これは沖縄県民の大きな怒りを買っておりませんが、大臣は日本国の外務大臣ですから、米国防府に対して、この問題では、御自身が沖縄を訪れて直接知事からも言われたように、県内移設反対が県民の総意だということも、昨日の国防長官との会談では、沖縄の状況としてはきちんと思えなきやいけなかった。そういうはずだと思っておりますが、長官に対しては、そのことも明確に、沖縄の総意はこうであるということも説明されましたか。

玄葉国務大臣 沖縄の状況について、そして現時点の県知事、市長さん初め皆さんの声についても紹介をいたしました。率直に、厳しいということも含めて言いました。あわせて、やはり沖縄の負担軽減というのをきちつと図っていく必要があるということも言いました。

笠井委員 厳しいということに対して、長官の答えは、その反応は、どういう発言でしたか。

玄葉国務大臣 厳しいけれども、お互い、日米とも、実は、御存じのように、米国も議会の状況でさまざまな厳しさがあるという状況でありますけれども、日米双方とも日米合意に従って一つ一つ積み重ねて全力を尽くしていこうということでございます。

笠井委員 私は、やはり日本国の外務大臣であり、アメリカに対してきちつと言ふのなら、厳しいということだけじゃなくて、沖縄の現状、県民の気持ちからすればこれは難しい、できないとい

うことをきちつと言わなきゃいけないと思うんですね。やはり沖縄の状況を本当にそこまで率直に伝えないことは、アメリカにも判断を誤らせることになってしまふ。それは本当に、本当の意味での日米関係にもならないと私は強く言っておきたいと思えます。

最後、一点ですが、この問題で大臣はひたすら沖縄の皆様に対して誠実に説明して御理解を求めていくというふうに言われますけれども、そこで北澤前防衛大臣が五月に沖縄に行つて説明された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」というパンフレットがございます。これについて沖縄県から六月一日付で質問書というのが出されていて、大臣は出されていることは御承知だと思っておりますが、五カ月たつてもまだこれは回答がない。（玄葉国務大臣「防衛省ですか」と呼ぶ）ええ、防衛省に対して出しているんです。直接所管じゃないとおっしゃるかもしれませんが、そういう経過があつてこの意義、役割というのが出て、そして防衛省からは五カ月返事がないということでありましてけれども、そういう政府の対応で誠実に説明して御理解を求めるということになっているかどうか、そこはいかがでしょうか。

玄葉国務大臣 そこはしっかりと海兵隊の役割について説明をしていかなければならないし、今のような要請があつたとすれば、しっかりと回答していくということが必要だというふうに考えます。

必要性についていろいろ書かれています。鳥嶼の多い我が国の防衛においては在沖海兵隊の上陸作戦能力は不可欠、沖縄に海兵隊が駐留していることは鳥嶼防衛や民間人の救出等の観点からも極めて重要、あらゆる事態に迅速に対応するために海兵隊が沖縄に存在していることは極めて重要という説明があるんです。

ところが、それに対して沖縄県が質問をいっぱい出してしまつて、海兵隊が沖縄に駐留しなかった場合にどういう能力の低下や障害を招くことになるのか、鳥嶼防衛や民間人の救出等の観点から問題がどういふふうに生じるのか、三十項目も出しているんです。出しているのに、五カ月もたつて返事が来ないと、この間、沖縄の公室長がNHKでもそのことを言われていました。

そこで、大臣に、これは中身で伺いたいんですが、というのも、大臣は野党時代、先ほど外務委員会をやられていたとおっしゃったが、沖縄に海兵隊が存在する意義について、私は会議録を読ませていただきました。大臣の質問、野党の質問ですよ。（玄葉国務大臣「野党の時代」と呼ぶ）はい。平成九年、平成十二年、平成十六年と外務委員会、予算委員会で質問されていまして、例えば、沖縄にいる海兵隊がグアムとかハワイに後方配備されても軍事的な能力あるいは抑止力が低下しないということであれば、十分検討し得るんじゃないか、第三海兵師団は後方配備というのが可能ではないか、直接的に軍事的な能力あるいは抑止力を低下させるものではないのではないかなど、まさに防衛省が今説明しているパンフレッ

トに対して沖縄が出している質問と同じ問題意識で、大臣はさんざん質問されてきたわけです。

そこで、今、大臣は政府・与党で、政府の外務大臣ですから、ぜひ、沖縄県民の理解と納得とおっしゃるんだつたら、なぜ海兵隊が沖縄でなければならぬかということについて自問自答していただきたいと思います。かつての問いに御自身で答えてもらいたいんです。

玄葉国務大臣 私の議事録を読んでいただいて、確かに私は何度か質問したと思います。

つまり、多分、読んでいただければお気づきになったと思いますけれども、どうやって抑止力を維持しながらこの海兵隊を後方に配備できるか、沖縄以外のところに移動できるかということ、いわば、ある意味それこそ自問自答しながら、挑戦をいろいろしたというのは事実でございます。

一つは、やはり、まずその時々々の安保環境というのがどうなっているかというのが一つあると思うんです。私は、今の安保環境というのは基本的に厳しさを増しているというふうに、まず情勢認識としてそう思います。

その上で、海兵隊の問題は、やはりその機動性、即応性だということだと思っただけです。その機動性、即応性を考えるときに、また同時に訓練も考えなきゃいけない。非常に問題なのは、沖縄そのものは、シーレーンの近接性であるとか、太平洋を結ぶ、東シナ海、南シナ海を結ぶ地理的な優位性、あるいは東アジアの潜在的紛争地域と申し上げていいのかどうか、そういった東アジアのさまざまな地域にほぼ等しく近いという地理的な優

位性を持つている。そういう中に海兵隊がある。即応性、機動性が特徴である。その海兵隊の訓練をするに当たって、普天間の危険性除去がスタートですから、やはり何とかできないかという試みを私なりに実はずっとしてきたということであります。

やはり一番問題なのは、結局、地上と航空と後方支援というのが海兵隊にもある。そのある中で、普天間はヘリ部隊ですよね。ヘリ部隊だけ遠くに行くとということになると、本当に訓練ができるのかという問題があるのではないかというふうに思います。そうすると、マリン全体をどうするかという問題がある。

私は、実はそのときの質問は生きてかと思っただけです。ちょっと生意気かもしれませんが、結局、今回、グアム移転に八千人、そして家族を入れて九千人というのは、たしか、私はそのとき歩兵の話をしているんじゃないかと思っただけでも、このぐらいの移転というのは抑止力を減じないんじゃないかという議論をたしかしているんじゃないか、そして武器の輸送船みたいな話もして、私なりの努力をこれまでもしてきたつもりです。ある意味、そのうちの一つの帰結が、この間の全体のパッケージでもあるんだらうと。鳩山元総理はそれをさらに何とかならないかという試みをされて、率直に言えば、それができずに帰したということでございます。

私も、沖縄の負担軽減を、この厳しい安保環境の中で抑止力を減じずにできるということであれば、それはいろいろ選択肢を考えてもいい。た

だ、残念ながら、なかなか違う選択肢が生まれないうのが現状だということでございます。

笠井委員 もう時間が来たので終わりますが、なぜ海兵隊でなければならぬかという問いに対しては十分お答えになっていないと思っただけです。つまり、米軍の存在、抑止力という問題と、なぜ海兵隊が沖縄なのかということについて言つと、沖縄の質問には今のはお答えになっていないと私は思います。

そういう点でいうと、やはりそういうことで、防衛省が答えればいいけれども答えていないという問題もありますし、その点をなしに、こんなことだけ進めるということはあつてはならない。日米合意はやはり撤回をして、無条件撤去しかないんだということでしょうかとアメリカと交渉する、これが必要だということを改めて申し上げて、質問を終わります。